

## 第139回青森県情報公開・個人情報保護審査会会議録（案件(6)公開分）

### 1 開催日時

令和4年11月25日（金） 15時30分～16時50分

### 2 開催場所

県庁舎南棟4階B会議室

### 3 出席者

(1) 審査会 会長 森 雄亮

会長職務代理者 熨斗 佑城

委員 伊藤 健、加藤 徳子、香取 真理

(2) 事務局 総務部総務学事課

課長

工藤 正明

課長代理

森田 誠

文書・情報公開グループマネージャー（副参事）

田中 高寿

文書・情報公開グループサブマネージャー（総括主幹）

佐々木 克剛

文書・情報公開グループ主査

豊川 善久

### 4 案 件

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う個人情報保護制度見直しに係る条例整備について

### 5 概 要

会長 それでは審査会を再開いたします。

次は、「青森県個人情報保護条例の見直し」の件について審査を行います。本審査会は、青森県情報公開・個人情報保護審査会条例第9条の規定により、原則として非公開とされていますが、本件につきましては、審査請求事案に係る内容ではないため、青森県情報公開・個人情報保護審査会運営要領第8条の規定により公開で行うこととします。

資料について、事務局から説明してください。

事務局 「[デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う個人情報保護制度見直しに係る条例整備について]」の件について、前回の質疑応答、現行条例の各規定の令和5年度以降における存置等の状況及び新条例整備案を配付し、説明]

事務局 資料の確認をさせていただきます。先ほどお配りしましたが、今回は資料1から資料3までということで、まず前回の審査の際に、質疑がありましたので、それを

ご説明させていただいた後に、それに関連した補足を資料2でご説明させていただき、最後に資料3の新条例整備案についてご説明させていただきます。

資料1を御覧ください。前回の質疑内容ということで簡単にまとめさせていただきました。

まず一つ目の「条例整備案で特にこれまでと異なるところは何か。」ということで、現行条例については、本県独自の個人情報保護制度を定める条例である。そして新条例については、個人情報保護法の施行のための条例という性格の違いを考慮し、県民、事業者等の責務規定等については置かないこととしている。ちなみに参考資料1というのは、前回お配りしたファイルの参考資料1を指しております。他には行政機関等匿名加工情報に係る手数料を定めることとなります。制度自体は法で規定されるということになります。

続いて二つ目、「新条例の条文数は現行条例より少なくなるのか。」というご質問に対して、新条例で規定する事項は、法に委任規定がある事項、委任規定はないが県として規定したい事項、規定することが許容される事項に限定されることから、条文数としては現行条例より少なくなるということになります。こちらにつきましては、後ほど資料2で御説明させていただきます。

続いて三つ目、「公務員等の氏名について、法の解釈により整合を確保するというのは、具体的にはどういったことになるか。」という御質問でしたが、法第78条第1項第2号が、不開示情報として規定されている開示請求者以外の個人に関する情報について定められておりまして、そのうち除くこととされているものが、イに規定されており、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」というふうに規定されておりまして、この冒頭の「法令」には条例も含まれていることから、情報公開条例もこの「法令」に含まれることとなります。本県の情報公開条例では、公務員等の氏名について開示することとされておりまして、このイの規定により開示可能となるということとなります。

最後、四つ目、「現行条例で規定されている口頭請求等ができなくなることによる対応を検討しているか。」ということですが、最も影響があるところは、試験結果等の口頭開示請求になります。現行条例では、試験結果等については口頭請求が可能となっておりますが、個人情報保護法では開示請求については、書面によることとされておりまして、口頭による開示請求ができなくなるということになります。

このことにつきましては、個人情報保護法第69条第2項第1号で、「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき」について国から示されている考え方を踏まえて対応を検討していくことといたします。

考え方につきましては、下に記載のとおりですが、「本人に提供するとき」とは、行政機関の長等の判断により本人に提供する場合をいい、例えば、本人から試験結果の提供を求められた場合に本人に対して提供する場合も含まれる。この※印の前の部分については、口頭での求めに応じて提供する場合も含まれております。求める方法のいかんにかかわらず、提供に当たっては、提供先が本人であることについての確認が必要であって、開示等請求における本人確認の方法等も適切に対応する必要があるということで、この辺を踏まえて対応を検討していくことといたします。

続いて、質疑内容の2の補足という意味合いにもなりますが、資料2は現行条例の各規定が令和5年度以降どういうふうになるのか。例えば、法に規定されるのか新条例に規定することとなるのか、または対応しない、対応できないのかといったことをまとめたものになります。

個別に御説明していきます。現行条例の順番でご説明いたしますと、第1条から第5条までは、基本的に個人情報保護制度の根拠法令である法において規定されるべき事項でありますので特段手当はいたしません。

第6条、「個人情報取扱事務の登録等」ということで、現行は個人情報取扱事務登録簿を作成して公表しておりますが、これにつきましては新条例で規定いたします。規定する内容をカッコ書きで簡単に記載しておりますが、新個人情報保護法で作成・公表することとなる個人情報ファイル簿と同様の帳簿の作成・公表について規定する。法では本人の数が1,000人以上のファイルにつきましては作成・公表することとされておりますが、その本人の数が法の対象外となる1,000人未満のファイルについても手当するというので、新条例で規定することといたします。

続いて条例の第7条、第8条第1項につきましては、法で手当がされると。第8条の第2項、第3項につきましては、法で規定がありません。その上でその内容につきましては条例への規定が許容されない事項となっております。第8条第4項につきましては法の規定があるということになります。

続いて2ページ目、条例第9条につきましては、それぞれ法に規定がありまして、第10条の「情報機器の結合による提供の制限」につきましては、新条例への規定は許容されない事項となっております。

続いて第11条第1項、第2項につきましては、法に規定がございまして、第3項につきましては法に規定がありませんので、新条例への規定は許容されないということになります。

続いて条例第12条、第13条につきましては、それぞれ法に規定がございまして。

続いて3ページ、条例第14条、第15条につきましては、法に規定がございまして、第16条については「開示請求に対する決定、通知等」になりますが、第1項につきましては、法の規定がありますのでそのままとなります。第2項につきましては、法に規定がありません。「開示請求に係る保有個人情報を全部開示する旨の決定をし、かつ、当該決定に基づき開示するときは、開示請求者に対する通知は、口頭ですることができる。」ということの規定することができないということになります。

続いて第4項から第7項までは、開示決定等の期間を定める規定となっておりますが、こちらについては全て現行どおりの期間として新条例で定めることとしたいと考えております。

続いて第8項です。開示しない旨があったものとみなす規定につきましては、条例で規定することが許容されないということになります。

続いて4ページを御覧ください。第17条、第18条につきましては法に規定がございまして、第19条「開示の実施」の第2項から第4項までは、新条例への規定は許容されないものとなっております。法に規定がないということになります。

続いて第20条「口頭による開示請求等」は、先ほどもお伝えしましたが、法に規定

がございませんので、新しい条例への規定も許容されないということになります。

続いて5ページをご覧ください。第21条「開示義務」、不開示情報等を記載しているものですが、まず個別にご説明いたしますが、第1項の第1号、第2号は、法令秘情報と不開示指示情報と言われるものですが、こちらについては法に規定がなく、新条例への規定も許容されないものとなっております。

そして第4号のハにつきましては、公務員等の氏名については規定がないということで、法では公務員の職務遂行情報の内容に係る部分に規定がある。先ほど資料1でもご説明した部分にもなりますが、公務員等の氏名についても規定がないということになります。

最後、第1項第9号の任意提供情報と呼ばれるものですが、法人からの任意提供情報のみ規定がございまして、個人の部分については新条例への規定は許容されないということになります。

こういった不整合が生じますので、第21条の冒頭に赤字で記載しておりますが、これらの不整合について情報公開条例を改正して、不開示情報の種類の整合を確保していきたいというふうに考えております。

続いて6ページを御覧ください。第22条、第23条につきましては、法に規定がございまして。

第24条は、現状は開示請求手数料を取らず実費を負担していただいておりますが、この実費負担につきましては現行どおり新条例で規定して、そのまま現行どおり運用する予定としております。こちらは条例で定めることが許容されている事項となります。

以降、第25条から第28条までは、法に規定がございまして、続いて7ページ、第29条の第3項から第5項、先ほど開示請求への決定通知等の期間について御説明しましたが、こちらは訂正等の決定通知及び延長に関する規定になりますが、これについても期間については現行どおり規定していくことを考えておりますが、第5項の著しく大量である場合の対応については、法にも規定がありませんので、新条例への規定は許容されないものとなっております。

あとは第7項の訂正をしない旨の決定があったものとみなす規定、こちらについても新条例への規定は許容されないものとなります。

続いて第31条「訂正の実施の通知」ということで、訂正の実施をしたときは、訂正請求者に対して、遅滞なく、その旨を書面により通知するというところで、これは法に規定は無いですが現行どおり新条例で規定して、その旨を通知するというようにしたいと思っております。

続いて8ページを御覧ください。第35条「利用停止請求に対する決定、通知等」ということで、こちら先ほどの訂正請求等と同様に、決定通知までの期間等については、新条例で現行どおりの期間で規定したいというふうに考えております。その上で、第35条第5項、こちらの著しく大量の請求があった場合についても、法で規定がございませんので新条例への規定は許容されないということになります。

続いて第7項の利用停止をしない旨の決定があったものとみなす規定、こちら規定がございませんので、新条例への規定は許容されないということになります。

続いて第35条の2、こちらにも規定がございませんので、新条例へ規定をすることは許容されないということになります。

続いて9ページの第36条「審査請求があった場合の手続」ですが、こちらは後ほどまた改めてご説明いたしますが、新条例で規定する。審査請求に係る諮問先は本審査会とする旨を規定したいというふうに考えております。その上で第3項につきましては、法に規定がありませんので、新条例への規定も許容されないものとなっております。

続いて第37条と第37条の2で、青字で書かせていただいている部分につきましては、来年度になりますと各法律で手当されることとなりますので、新条例には規定しないということになります。

続いて第39条「県が出資する法人の講ずる措置」、こちらにも法に規定はありませんので、新条例への規定は許容されません。

続いて10ページ。第41条から第47条までの取扱指針、事業者が取り扱っている情報に関しては、来年度からは個人情報保護委員会による指導・監督ということになりますので、新条例には規定しないということになります。

続いて第48条「適用除外」、統計法に関連する情報の適用除外となりますが、これにつきましても統計法で手当をされるということで、新条例には規定しないということになります。

続いて第49条「運用状況の公表」ですが、来年度になりますと国で基本的には公表しますが、県でも引き続き運用状況については公表するというので、新条例へ規定したいと考えております。

以降、第50条は「施行事項」ですので対応はしません。

最後の11ページ、罰則につきましては、来年度以降、法律で罰則事項が設けられるということになりますので、特に条例では手当していません。

ということで、一通り来年度の姿といいますか、どうなるのかということをご説明させていただきまして、資料3につきましては、今、御説明しましたものについて、前回配付いたしました参考資料1の最後のページにある、「条例で定めることが必要な事項」、「条例で定めることが許容されている事項」、そして三つ目として「条例で定めることが許容される事項で法に規定がないもの」、そして「その他」というような事項に整理し直したものとなっております、これから答申を作成していただくわけですが、その作成に向けて参考となる考え方であったり、他県の状況等をまとめたものになります。

2ページ目を御覧いただいて、まず条例で定めることが必要な事項ということで、1番目として「保有個人情報開示請求手数料」ですが、こちらについては無料としたいと考えております。

考え方としましては、新個人情報保護法第89条第2項に、「地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない」と規定されておまして、保有個人情報の開示請求に係る手数料について、条例で定める必要があります。

保有個人情報の開示請求に係る手数料についても、本県では今も徴収しておらず、

手数料を徴収することとした場合には行政サービスが後退したとの評価につながるものであること、そして情報公開制度でも手数料については徴収していないことから、この整合性等も踏まえまして手数料は無料とするということとしたいと思えます。

ピンクの部分は、法の条文になりますので、説明は割愛させていただきまして、その下、青い部分ですが、国で示しておりますQ&Aというものがあつて、こちらで関連するQ&Aを載せさせていただいておりますが、手数料を無料にする場合についても、その旨条例で規定する必要があるということで、無料とする書き方は検討いたしますが、その旨規定するということになります。

その下、参考になりますが、他の都道府県の状況ということで、請求時ではなく、開示実施時に開示に要する費用、実費を徴収するという方向で検討している都道府県が、7月とりまとめ時点では、28都道府県が開示実施時に実費を徴収するということを回答されておりました。

続いて3ページを御覧ください。条例で定めることが必要な事項の2番目として、「行政機関等匿名加工情報利用手数料」になります。こちらにつきましては、手数料の額は、個人情報保護法施行令の標準額と同額を定めることとしたいと思えます。そしてその手数料については証紙による納付としたいと考えております。

その考え方ですが、新個人情報保護法では、個人情報等の適正かつ効果的な活用を推進するために、都道府県等が行政機関等匿名加工情報を事業者提供する仕組みが導入されました。それによりまして国と都道府県等については、その行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案募集を行つて、事業者から提案があつた場合に、それを審査した上で、契約を締結して行政機関等匿名加工情報を提供するものとされております。

下のピンクの部分に書かせていただいておりますが、法第119条第3項及び第4項においても、先ほども御説明しましたが、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について、条例で定める必要があります。その手数料につきましては、行政機関等匿名加工情報提供制度は新たに導入されるものでありまして、実績がなく、個人情報保護法施行令の標準額と異ならせる特殊事情等がないことから同令の標準額と同額を定めることとしたいと思っております。

具体的にいくらになるのかということで、四角囲みに記載させていただいております。大きく二つに分かれておつて、(1)は新たに行政機関等匿名加工情報の作成をする場合の手数料の考え方ですが、21,000円に二つのポツの額を合算した額を手数料とする。

まず、ポツの一つ目が作成に要する時間、これは職員が直営で行つた場合を想定しておつて、1時間までごとに3,950円の金額を手数料に合算する。ポツの二つ目は委託をする場合であり、委託をした額を合算した額を手数料とする。

(2)につきましては、既に作成済みの行政機関等匿名加工情報に係る契約を行う場合ということで、先に②を説明いたしますが、既にこういう目的で利用しますということで提案をしたのですが、また違う利用目的でその情報を利用したいといった場合が②に該当いたします。①はそれ以外の方ということで、一から作成する費用相当をいただくということになります。既に提案して作成されているものであつても、そ

れを提案した人と、後から新たに提案する人では、手数料が違うということになります。

続きまして（５）になりますが、手数料につきましては、本県では証紙による納付が基本でありますので、今回の手数料の納付についても証紙による納付といたします。

参考までに国で示しているＱ＆Ａによりますと、国で定める標準額と異なるものを定める場合には、地方公共団体の特殊事情や実費の相違等の合理的な理由が必要となることに留意が必要であるということですが、実績等もありませんので、今回はそのまま国の標準額で定める額を手数料としたいというふうに考えております。同じように国と同額とする予定であると回答している都道府県は40都道府県ということになります。

続きまして４ページを御覧ください。条例で定めることが許容されている事項の１つ目として、「条例要配慮個人情報」について定めることが許容されておりますが、本県では条例要配慮個人情報は、規定しないということとしたいと思っております。

考え方としましては、新個人情報保護法の第60条第５項で「地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報」を条例要配慮個人情報と定義してございまして、必要があれば、条例で規定することができることとされておりますが、現行条例では「要配慮個人情報」につきまして、個人情報保護法施行令を引用する形で定めてございまして、独自の要配慮個人情報を規定していないということから、その必要性も認められないということで、条例要配慮個人情報は規定しないというふうに考えております。

参考までに一番下、条例要配慮個人情報について37都道府県が定める予定はないということで回答してございました。

続きまして５ページ目を御覧ください。「個人情報ファイル簿とは別の帳簿の作成・公表」ということで、こちらにつきましては、1,000人未満の個人情報ファイルについても個人情報ファイル簿と同様の帳簿を作成・公表することとしたいと考えております。

先ほども若干触れさせていただきましたが、新個人情報保護法では本人の数が1,000人以上の個人情報ファイルについて、その名称、利用目的、記録項目等を記載した帳簿、いわゆる個人情報ファイル簿を作成・公表することとされております。

法第75条第５項において、「前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない」と規定されてございまして、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の帳簿を作成し、公表することができることとされております。ただし、個人情報ファイル簿とは別の帳簿を作成し、公表したとしても、個人情報ファイル簿の作成・公表義務がなくなるものではないとされております。

現行条例上におきましては、本人の数にかかわらず、個人情報を取り扱う事務ごとに「個人情報取扱事務登録簿」を作成・公表することとしてございまして、今回の法で定める個人情報ファイル簿のほかに何ら公表しないこととした場合には、1,000人未満の情報が公表されないということになりますので、本県の個人情報保護制度が後退したとの評価につながるおそれがあります。

また、引き続き「個人情報取扱事務登録簿」を作成・公表することとした場合には、個人情報ファイル簿と併存することとなりまして、県民にとって分かりにくさや検索のしにくさが生じるおそれがあることから、1,000人未満の個人情報ファイルにつきましても、記載事項等から特定の個人が識別され得る状況となるなど本人の権利利益を不当に害するおそれがないよう留意しながら、個人情報ファイル簿と同様の帳簿を作成し、公表することとしたいと思っております。

ちなみに、記載事項等から特定の個人が識別され得る状況となるということについてですが、あまりにも記載されている人数が少なく、そのファイル名を出すだけで個人が特定され得るケース等が考えられますので、こういった記載をさせていただいております。

続きまして6ページを御覧ください。参考までに現行条例で定められた個人情報取扱事務登録簿と、来年度から始まる個人情報ファイル簿の記載内容について比較したのになります。主に変わるものが真ん中やや下部分の収集方法です。現状の個人情報取扱事務登録簿につきましては、取得先のみを記載事項としているに対して、個人情報ファイル簿では、取得先に加えて手段も収集方法として記載する。そして一番下、開示請求等を受理する組織につきましても、個人情報ファイル簿では新たに記載事項として加えられたということにはなるのですが、それ以外の事項は同一ですので、公表内容についてはおおよそ同じものになるのではないかと考えております。

そして一番下、他都道府県の状況ということで、この件につきましては各県で色々と意見が分かれておりまして、本県と同じ考えのところ为上から3つ目になりますが、登録簿を全て廃止し、個人情報ファイル簿の作成及び公表の対象人数を引き下げる方向で検討しているという都道府県が10都道府県ございました。

続きまして7ページを御覧ください。三つ目としまして「情報公開条例との整合を図るための開示・不開示情報」についてですが、①公務員等の氏名については、新個人情報保護法の解釈により整合を確保する。先ほどの資料1でも補足で説明させていただきましたが、新個人情報保護法の解釈により整合を確保する。②不開示情報については、青森県情報公開条例を改正し、整合を確保するというふうにしたいと考えております。

考え方ですが、まず(1)新個人情報保護法第78条第2項におきまして、不開示情報から「情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるもの」を除きまして、「行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの」を不開示情報とすることができるよう規定されておりまして、条例で定めることにより、情報公開と個人情報保護の間で開示・不開示情報の整合を確保することができると思っております。

新個人情報保護法では、第78条第1項各号で不開示情報を定めておりますが、職務遂行情報に係る公務員等の氏名が不開示情報である個人情報から除かれていないほか、青森県情報公開条例に不開示情報として定められている「法令秘情報」、そして「不開示指示情報」及び個人からの提供に係る「任意提供情報」の規定が新個人情報保護法



にはなく、情報公開と個人情報保護とで不整合が生じる状況となっております。

そのため、(2)の①に記載されている開示情報、公務員等の氏名の不整合につきましては、資料1でもご説明しましたが、新個人情報保護法の解釈により整合を確保することが可能であることから、条例で規定はしないというふうに考えております。

続きまして(4)としまして、(2)の②の不開示情報の整合につきましては、不整合となる不開示情報が「行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報」に該当せず、新個人情報保護法第78条第2項の規定を活用することができないものの、これまで情報公開・個人情報保護の両制度間の整合を本県では確保してきておりまして、引き続きその整合を確保することから、青森県情報公開条例を改正し、整合を確保することとしたいと考えております。詳細につきましては第4-2で御説明いたします。

(8ページを開く)既に今御説明しましたことに関連する国の考え方について記載しておりますが、上につきましては、資料1でもご説明しましたが、公務員等の氏名につきましては法令には条例が含まれ、情報公開条例も含まれるということで、本県では情報公開条例の規定により、不開示情報から除外して開示するというようなこととなります。

他の部分は割愛させていただきまして、参考としまして他の都道府県の状況ですが、公務員等の氏名について新個人情報保護法施行のための条例の中で規定を置かないというところが、現在「公務員等の氏名」を規定している25都道府県のうち14都道府県にあります。

そして情報公開条例の改正、法令秘情報等の削除について、改正しないと回答した都道府県が36都道府県ございますが、こちらについては主な理由としましては、情報公開と個人情報保護制度は別制度であるとして、特に情報公開条例については改正をしないというふうに回答している都道府県がございます。

続きまして9ページを御覧ください。「審査請求をすべき行政庁の特例」ということで、こちらについては行政不服審査法第4条の規定の特例は、設けないということで、考え方ですが、法第107条第2項において「行政不服審査法第4条の規定の特例を設けることができる」とされておりますが、現在も、青森県個人情報保護条例に基づく処分について、条例に特別の定めは設けられておらず、今後もその必要性が認められないことから、行政不服審査法第4条の規定による審査請求をすべき行政庁の特例の規定は設けないこととしたいと考えております。

一番下、他の都道府県の状況ですが、行政不服審査法第4条の規定に特例を設けることとしている都道府県はありませんでした。

続いて10ページを御覧ください。「保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求の手続」ということで、資料2でも御説明しましたが、開示・訂正・利用停止決定等の期限につきましては、新個人情報保護法で定める期限の範囲内である現行条例上の期限、本県であれば通知期限としたいと考えております。

二つ目としまして、全部・一部不開示決定の場合で、開示することができる期日が明らかなきは、その期日を決定通知書に記載することとしたいと思っております。

三つ目につきましては、訂正の実施をしたときは、訂正請求者に対して、遅滞なく、

その旨を書面により通知するということとしたいと思えます。

考え方につきまして、新個人情報保護法第108条において「この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない」と規定されておまして、これらの手續について、条例で定めることにより、現行の手續を踏襲することができるかとされておます。

そのため、このことについて個人情報保護制度が後退したとの評価につながらないように、そして可能な限り情報公開制度との整合を確保するように、保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求の手續等につきましては、新個人情報保護法に抵触しない限りにおいて、現行の手續を踏襲することとしたいと考えておます。

他の都道府県の状況ですが、開示等の決定期間について現行条例と同様の期間とすると回答した都道府県が28都道府県でした。

続きまして11ページを御覧ください。「審議会への諮問」についてですが、個人情報の適正な取扱いを確保するための専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合は、本審査会へ諮問することとしたいと考えておます。

考え方ですが、新個人情報保護法第129条において「地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる」と規定されておまして、審査請求以外の案件について諮問を要するものがある場合は、条例で定める必要があるとされておます。

現在も、条例改正等の「個人情報の保護制度の運営に関する重要事項」につきましては、本審査会に諮問することとされておまして、今後もその必要性は変わらないと考えておますので、引き続き本審査会へ諮問したいと考えておます。

一番下の参考ですが、他の都道府県の状況について、審議会への諮問について規定するという回答をした都道府県が29都道府県ありました。

続きまして12ページを御覧ください。以降、第3としまして、条例で定めることが許容される事項であって、法に規定がないものとなります。

まず一つ目「開示文書の写しの作成・送付費用」ですが、こちらにつきましては現行どおり開示文書の写しの作成・送付費用は、徴収することとしたいと考えておます。

考え方でございますが、現在、保有個人情報が記録されている文書等の写しの交付を受ける場合は、その写しの作成・送付に要する費用を求めておまして、情報公開制度でも同様に求めていることから、引き続き当該費用の負担を求めることとしたいと考えておます。

参考までに、他の都道府県で開示に要する費用について、情報公開に係る開示請求との整合性をとると回答した都道府県は36都道府県ありました。

続きまして13ページ、「運用状況の公表」についてですが、これにつきましては引き続き公表を継続したいと考えておます。

考え方ですが、法第165条第1項において「委員会は、行政機関の長等に対し、この

法律の施行の状況について報告を求めることができる。」とされておりまして、その概要につきましては同条第2項により個人情報保護委員会が公表することとされており  
ます。

しかしながら、現在、毎年度、情報公開とともに、個人情報保護条例の運用状況を  
本県では公表しているところでありまして、引き続き情報公開制度と対の制度として、  
本県における両制度の運用状況を公表することとしたいと考えております。

国で示しているQ&Aでも、特にそのことについては妨げられないというような回  
答がございます。同じように他の都道府県におきましても37都道府県が引き続き運用  
状況の公表を継続するというところで回答しています。

続きまして14ページをご覧ください。「開示決定等又は開示請求等に係る不作為につ  
いての審査請求に係る諮問機関等」についてですが、審査請求に係る諮問先は、本審  
査会としたいと考えております。そして調査審議の手続の整合を確保したいと考えて  
おります。

考え方ですが、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について、新個人情報保  
護法第105条第3項において読み替えて適用される同条第1項では、「開示決定等、訂  
正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不  
作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関  
の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政不服審査法第81条第1項  
又は第2項の機関に諮問しなければならない」と規定されておりまして。

これまで開示決定等又は開示請求等に係る不作為についての審査請求については、  
青森県情報公開・個人情報保護審査会が諮問に応じて調査審議を行ってきたものであ  
りまして、引き続き、そのノウハウを活用することが求められることから、本審査会  
を行政不服審査法第81条第1項の機関としたいと考えております。

また、現在、審査会の調査審議の手続につきましては、情報公開及び個人情報保護  
の両者に共通のものとして本審査会条例に規定されておりまして、新個人情報保護法  
によりまして、個人情報保護に係る審査請求の調査審議については、行政不服審査法  
の規定が適用されることとなります。審査会条例上の手続と行政不服審査法上の調査  
審議の手続につきましては異なる部分がありまして、このことについて、両制度を活  
用する県民に混乱を生じさせることとなるおそれがあることから、両制度間の調査審  
議の手続の整合を図ることとしたいと考えております。

具体的には15ページとなりますが、左の列が具体的な手続になりまして、真ん中が  
情報公開制度で規定されている事項、右が行政不服審査法、個人情報保護制度で適用  
される事項となりますが、申立があった場合の口頭意見陳述の実施については、情報  
公開制度では努力義務となるものが、来年度以降、個人情報保護制度では行政不服  
審査法が適用となりまして、義務規定となるということになります。

2番目につきましても同じような考えになりまして、3番目につきましても、審査  
会に提出された資料等の写しの交付の求めへの対応について、これまで情報公開制度  
では規定がなかったのが、行政不服審査法、個人情報保護制度では義務規定となる  
こととなりますので、この整合を図ることとしたいと考えております。

他の都道府県の状況ですが、個人情報保護審査会を新個人情報保護法第105条第3項

において、読み替えて適用される同条第1項に規定する機関として規定すると回答した都道府県は、7都道府県ではございましたが、他は全てどうするか検討中という状況でございました。

続きまして16ページ。第4その他の事項としまして、一つ目「県民、事業者等の責務規定及び事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規定」ですが、こちらにつきましては規定を置かないということで対応したいと考えております。

考え方につきましては、現在は、個人情報保護法に基づく個人情報保護制度と青森県個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度が併存している状況ではございますが、来年度からは、新個人情報保護法に基づく個人情報保護制度に一本化されることとなります。

そのため新個人情報保護法の施行のため整備される新条例において、現行条例において規定されている県民、事業者等の責務規定を置くことは適当ではなく、また、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規定についても、一本化された制度下において新個人情報保護法で定められている事項と同種の事項を定めることは適当ではないという考えから、置かないこととしたいと考えております。

他の都道府県の状況ですが、事業者の個人情報保護規定を新条例に規定すると回答した都道府県については、現行条例に同様の規定を有している28都道府県中2都道府県のみ新条例に規定すると。ただし、その2都道府県いずれも苦情処理に係る規定以外は規定しないと回答しております。

続きまして17ページ。2番目としまして「青森県情報公開条例の改正」につきましては、一つ目としまして不開示情報について、個人情報保護制度との整合を図ることとしたいと考えております。

考え方ですが、本県では、これまで情報公開制度と個人情報保護制度の不開示情報について、各制度特有の不開示情報を除いて、整合を図ってきましたが、今般の個人情報保護制度の見直しによって、これまで整合を図ってきた不開示情報に不整合が生じることとなりました。

しかし、開示請求があった場合の不開示情報のあてはめに混乱を生じさせないように、引き続き、両制度間の不開示情報の整合を図る必要があると考えておまして、そのために情報公開条例を改正することを考えておりますが、改正に当たっては、新個人情報保護法の不開示情報は国の情報公開法制における不開示情報の構成に準拠するものとして定められているものであること、そして行政機関情報公開法第25条において「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」とされていることを踏まえまして、行政機関情報公開法の不開示情報に準じて、情報公開条例を改正したいと考えております。

続きまして18ページを御覧ください。青森県情報公開条例の改正の2つ目としまして、行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入に係る改正を行いたいと考えております。

その考え方ですが、国においては、行政機関等匿名加工情報の提供制度が平成29年度から始まっております、その際に行政機関等匿名加工情報については新個人情報

保護法以外の手続により提供されることがないようにするため、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等若しくは個人識別符号を削除情報と言いますが、公にすると行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する国民の信頼を害するおそれがあるためという理由から、行政機関情報公開法において、これらの情報が不開示情報とされるとともに、公益上の理由による裁量的開示の対象からも除かれております。

今回、本制度が新たに地方公共団体に導入されることに伴いまして、本県としても、国と同様の理由により、対応する必要があると考えられることから、行政機関等匿名加工情報及び削除情報を青森県情報公開条例の不開示情報に規定するとともに、公益上の理由による裁量的開示の対象から除くこととしたいと考えております。

他の都道府県の状況ですが、不開示情報として、今ご説明した内容を規定すると回答した都道府県は19都道府県ございまして、規定しない主な理由は、法令秘情報に該当するため規定しないということで回答されておりました。

最後19ページになります。「見直し後の条例の施行日」についてですが、見直し後の条例の施行日は、令和5年4月1日としたいと考えております。

考え方は、新個人情報保護法が地方公共団体に適用される日と同日である令和5年4月1日としたいと考えております。

説明につきましては以上となります。

会長 ありがとうございます。

各委員から意見や質問があれば、御発言ください。

加藤委員 資料2のところで詳しく整理されているのですがけれども、新条例への規定は許容されないという判断は誰が。今の資料3の中で説明はあった部分もありますが、全部の説明はなかったように思うのですがけれども。例えば、その判断はどういう判断なのかとか、もう規定しないと漏れることがあるのではないのかという疑問があるのですね。その辺りはどうなのでしょう。

事務局 国の書き物などでこれは許されないと説明されているものもありますし、それ以外については規定の内容等から、これは規定できないと判断したものもあります。

加藤委員 例えば、資料2の4ページの真ん中下の辺りは、全部「新条例への規定は許容されない」と書いていますが、例えば19条第2項、これを規定しないことで不都合は生じないのですか。

事務局 それにつきましては、県が指定するというよりは、基本的に法律の作りとして、開示請求者の希望を踏まえて決定することになるので、県が一方向的に指定するというのは、法の趣旨からして規定できないということ。

加藤委員 では、法律には既に書いてあるんですか。

事務局 実施の規定はございます。開示の実施についての規定はありますけれども、それはあくまでも開示請求者の申し出を踏まえて、開示の日時等が決まることとなりますので、一方的に県側で指定するということは、法律の趣旨とバッティングするということで、これは許されないというふうに考えております。

例えばその次の、開示後に更に開示を受ける旨の申し出につきまして、これは国も行政機関情報公開法では、更なる開示の申し出という規定がある。一方で個人情報保護法では、こういった更なる開示の申し出という規定が法律上置かれておりません。あくまでもその中で考えますと、開示については開示請求の手続をすることが求められていると、個人情報保護法に関しては。国の情報公開法では、この更なる開示の申し出という制度があることとの対比でいきますと、個人情報保護法の開示では、開示請求だけが予定されているということで、これも新条例には規定できないということで考えております。

第4項は、まず第15条2項が何かといいますと、開示請求をする場合に本人であることを証する書面を提示、提出しなければならないという規定になっています。これを開示の実施の段階で本人確認書類を求めるという規定を置くということは、要は開示を実施する際に本人確認をするということは、役所に来てもらう以外ないわけです。でも、開示の実施の方法としましては、写しの郵送ということもあるわけです。そうすると写しを郵送した場合というのは、本人確認ができないわけです。でも規定上、開示をする場面で、本人確認書類を出せと、そうすると開示方法を役所に来てその場で閲覧させるか、その場で写しを交付するというように限定してしまうことになるということで、この規定は置けないということです。

ただ、だからと言って開示の際に本人確認をしないというわけではなく、今日お配りした資料1の4番目の質疑のところにある、事務対応ガイドという事務マニュアルみたいなものがありまして、これは役所で閲覧させたりあるいは写しを交付するような場合は、ちゃんと本人確認してくださいというようなことは書かれていますので、そこは運用でしっかり本人確認できるものについてはやると。郵送の場合は本人確認をすることにはなっていないので、逆に、条例で書くと郵送の場合は本人確認はいらぬという変な話にもなってしまうので、そういうことを踏まえると条例には書けないということで判断しています。

以降も同様に一つ一つ法の作りとの対比で考えたときには、書けないだろうということを整理をしております。記載上は単純に許容できないとシンプルに書かせていただきましたけれど、中身を見て判断しているというところです。

加藤委員 ありがとうございます。パッと見ただけでは、全然すぐに分からないので。落ちているところはないのかなというのが、ちょっと気になった部分でしたので。ありがとうございます。

それ以外に、あるいは元々の条例にもなかったけれども、これは盛り込んでおいた方がいいとか、そういうこともないんですか。

事務局 そこまでのところは考えてはなかったですね。

今現在は、今の制度をどうするかというふうなことを考えていますので、今回、法律の方に制度、根拠がいったというふうなことで、その整合性をきちんととろうという部分ですね。新たに何かをとというのはまた別な判断が出て参りますので、そこは今回はやらないと。

加藤委員 はい、分かりました。

会長 他には御意見、御質問ございませんか。

熨斗委員 情報があればでいいのですけれど。条例要配慮個人情報。当県は無いですけど、例えば具体例として他県はどんなものがあるとか、もし情報があれば、なければ全然いいです。

事務局 特に西日本の方ですと、同和関係をどうしようかなというところはあったと記憶しております。

熨斗委員 ありがとうございます。

会長 他に御意見、御質問ございませんか。無いようでしたら本日の審査会はこれで終了いたします。まずは個人情報保護条例の件については、ここでお終いということになりますので。期日は指定しておいた方がいいですかね、公開するので。

事務局 そこは公開のところでやっていただいて大丈夫です。

会長 はい分かりました。ではこの件についての次回審査会を指定します。12月16日午後1時30分から、県庁南棟4階A会議室にて行いたいと思います。  
それではこの件についてはここで終了いたします。